

東北 (東北地区公立学校事務長会)

(令和3年6月30日現在)

役職名	氏名	学校名	TEL	〒	学校所在地
会長	中條英明	宮城県 仙台第一高等学校	022-257-4501	984-8561	仙台市若林区元茶畑4
副会長 (会長代行)	竹田良夫	山形県立 山形東高等学校	023-622-0419	990-8525	山形市緑町1-5-87
副会長	室井達雄	福島県立 福島高等学校	024-535-2391	960-8002	福島市森合町5-72
副会長	久慈康一	青森県立 青森高等学校	017-742-2411	030-0945	青森市桜川八丁目1-2
副会長	長岐亮	秋田県立 秋田高等学校	018-832-7200	010-0851	秋田市手形字中台1
監事	長澤政行	福島県立 安達高等学校	0243-22-0016	964-0904	二本松市郭内二丁目347
監事	熊澤啓子	宮城県 仙台南高等学校	022-246-0131	982-0844	仙台市太白区根岸町14-1
事務局長	齋藤仁	宮城県 古川工業高等学校	0229-22-3166	989-6171	大崎市古川北町4-7-1

東北地区

- 1 名 称 東北地区公立学校事務長会
2 設 立 昭和52年1月27日
3 会 則

東北地区公立学校事務長会会則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、東北地区公立学校事務長会と称し、事務所を会長の所在校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、学校事務と事務長の職務について、地区会員相互の研修を図り情報の交換を行い、もって学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校の管理運営のための調査・研究に関すること
- (2) 会員の教養と社会的地位の向上に関すること
- (3) その他本会の目的達成に必要なこと

(会 員)

第4条 本会の会員は、東北地区公立高等学校・特別支援学校の事務長をもって組織する。

第二章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 5名 (うち会長代行 1名)
監事 2名 理事 若干名 事務局長 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長代行の副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 理事は、会務の運営について審議するとともに会員相互の連絡にあたる。
- 5 事務局長は、本会の庶務・会計を処理する。

(役員を選出)

第7条 会長は、宮城県公立学校事務長会の会長がこれにあたる。

- 2 副会長は、宮城県を除く各県事務長会の会長があたる。
- 3 監事は、総会において選出する。
- 4 理事は、各県事務長会の副会長がこれにあたる。
- 5 事務局は宮城県に置き、事務局長は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 監事をのぞく役員の仕事は、当該年度1年とし、再任を妨げない。

- 2 監事の仕事は、1年とし再任を妨げない。
- 3 欠員補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第三章 機 関

(議決機関)

第9条 本会に、次の議決機関を置く。

総会理事会

2 総会、理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(総 会)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。

但し、必要があるときは臨時に総会を開くことができる。

- (1) 役員を選任と承認
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 事業計画及び事業報告書の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長をもって構成し、総会に付議する諸案件、その他重要事項について審議する。

2 監事は、必要に応じて理事会に出席するものとする。

第四章 会 計

(経 費)

第12条 本会の経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。

- (1) 分担金の額は、1県あたり30,000円とする。
- (2) 本会事業のため必要あるときは、理事会の決議を経て臨時に分担金を徴収することができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第五章 補 則

(補 則)

第14条 本会則に規定のない事項については、その都度協議して決める。

付 則

本会則は、昭和52年1月27日から施行する。

昭和52年9月9日 一部改正

昭和55年7月22日 一部改正

昭和61年6月19日 一部改正

平成7年7月22日 一部改正

平成8年6月13日 一部改正

平成10年6月18日 一部改正

平成13年6月13日 一部改正

平成19年6月15日 一部改正

平成26年6月26日 一部改正

令和2年度東北地区公立学校事務長会事業報告

1 東北地区公立学校事務長会各県代表者会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2 第50回東北地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会

期 日 令和2年6月

担当県 秋田県

新型コロナウイルスの感染防止のため書面開催

(1) 総 会

① 令和元年度会務報告について

② 令和元年度決算報告・監査報告について

③ 役員改選（案）について

会 長 中内 善則（宮城） 副会長 佐藤恵美子（秋田） 会長代行

副会長 竹田 良夫（山形） 副会長 室井 達雄（福島）

副会長 月折 幸彦（岩手） 副会長 久慈 康一（青森）

監 事 安達 泰浩（山形） 監 事 成田 宏（宮城）

事務局長 齋藤 仁（宮城）

④ 令和2年度事業計画（案）について

⑤ 令和2年度予算（案）について

(2) 研究協議

次のテーマ2題について情報交換

- ・会計年度任用職員に関すること
- ・新型コロナウイルス感染予防対策の予算措置に関すること

3 令和2年度東北地区公立学校事務長会会長等連絡協議会

期 日 令和2年11月

担当県 岩手県

新型コロナウイルスの感染防止のため書面開催

内 容 次のテーマ6題について情報交換

- ・新型コロナウイルス感染症対策、対応について（青森県）
- ・新しい生活様式へ対応した学習環境（ICT環境）の整備状況について（秋田県）
- ・会計年度任用職員制度の導入に伴う状況について（岩手県）
- ・自営業を営む家計急変世帯から奨学のための給付金の交付申請がなされた場合の家計急変後の収入を証明する書類等について（山形県）
- ・給与等支給における集中管理の状況について（福島県）
- ・学校管理経費等における県会計と私費会計の峻別等について（宮城県）

令和3年度東北地区公立学校事務長会事業計画

1 会則第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 全国事務長会の活動に対する協力
- (2) 学校管理にかかる共通事項の調査研究
- (3) 情報交換
- (4) 研究協議会等の開催

①東北地区公立学校事務長会理事会（各県代表者会）

②第51回東北地区公立学校事務長研究協議会並びに総会

担当県 山形県

期 日 令和3年6月

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

③東北地区公立学校事務長会会長等連絡協議会

期 日 令和3年11月

担当県 青森県

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催